

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）（抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第四条第二項に規定する農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 遊漁船業者（法第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。以下同じ。）の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつては、その役員（法第四条第一項第三号に規定する役員をいう。以下同じ。）が、遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が法第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>二～六 （略）</p> <p>七 登録申請者が法人である場合にあつてはその役員、遊漁船業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書及びその役員住民票の抄本又はこれに代わる書面）</p> <p>八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（損害賠償措置の基準）</p> <p>第六条 法第六条第一項第九号に規定する農林水産省令で定める基準</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第四条第二項に規定する農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 遊漁船業者（法第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。以下同じ。）の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が法第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>二～六 （略）</p> <p>七 登録申請者が法人である場合にあつてはその役員、遊漁船業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（損害賠償措置の基準）</p> <p>第六条 法第六条第一項第九号に規定する農林水産省令で定める基準</p>

は、遊漁船業者が、利用者（法第四条第一項第六号に規定する利用者をいう。以下同じ。）の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済契約であつて、遊漁船の定員（船舶安全法第九条第一項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。以下同じ。）一人当たりの填補限度額が三千万円（漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第十六条の二第二号に規定する填補すべき損害の区分に係る保険契約にあつては、当該契約に係る保険金額を定員で除した額が三千万円）以上のものに加入していることとする。

（変更の届出）

第七条（略）

2 法第七条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を前項の変更届出書に添付しなければならない。

一～四（略）

五 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める書面

イ 法定代理人の変更 新たに法定代理人となつた者に係る住民

票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第一号の書面

（新たに法定代理人となつた者が法人である場合にあつては、

登記事項証明書、その役員の住民票の抄本又はこれに代わる書

面及び同号の書面）

ロ 法定代理人である法人の名称の変更 登記事項証明書

ハ 法定代理人である法人の役員の変更 新たに役員となつた者

に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第

一号の書面

は、遊漁船業者が、利用者（法第四条第一項第六号に規定する利用者をいう。以下同じ。）の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済契約であつて、遊漁船の定員（船舶安全法第九条第一項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。以下同じ。）一人当たりのてん補限度額が三千万円（漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第十六条の二第二号に規定するてん補すべき損害の区分に係る保険契約にあつては、当該契約に係る保険金額を定員で除した額が三千万円）以上のものに加入していることとする。

（変更の届出）

第七条（略）

2 法第七条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を前項の変更届出書に添付しなければならない。

一～四（略）

五 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更 新たに法定代理人

となつた者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条

第一項第一号の書面

六・七 (略)

(遊漁船業務主任者の選任の基準)

第十条 法第十二条に規定する農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件の全てに適合する者であることとする。

一・二 (略)

三 遊漁船業務主任者を養成するための講習で次のいずれかに該当するものを修了した者であつて、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の一月一日(当該交付を受けた日が一月一日である場合には、同日)から五年を経過していないものであること。

イ 農林水産大臣が定める基準に適合すると農林水産大臣が認めたもの

ロ イの農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が行うもの(あらかじめ、農林水産大臣に対し、その実施方法を通じた場合に限る。)

2

(略)

六・七 (略)

(遊漁船業務主任者の選任の基準)

第十条 法第十二条に規定する農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合する者であることとする。

一・二 (略)

三 遊漁船業務主任者を養成するための講習で農林水産大臣の定める基準に適合すると農林水産大臣が認めたものを修了した者であつて、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の一月一日(当該交付を受けた日が一月一日である場合には、同日)から五年を経過していないものであること。

2

(略)

表  
面

遊漁船業者登録申請書				証紙貼付欄 (消印してはな らない。)
登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日	年 月 日	
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。 年 月 日 印 申請者 知事 殿				
フリガナ 氏名又は名称				
住所	郵便番号 ( )	電話番号 ( )		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名				
法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名				
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	
申請時において既に受けている登録				

表  
面

遊漁船業者登録申請書				証紙はり付け欄 (消印してはな らない。)
登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日	年 月 日	
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。 年 月 日 印 申請者 知事 殿				
フリガナ 氏名又は名称				
住所	郵便番号 ( )	電話番号 ( )		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名				
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名				
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	
申請時において既に受けている登録				



2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。

2/3 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。  
 「営業所」の名称及び所在地の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。  
 「損害賠償措置」の欄については、機等遊し（漁場における磯いかだの上を他の漁場における遊漁船以外の場所に利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務を行う）については、無しについて不要なものを消すこと又は身体について生じた損害にあっては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。

別記録式第二号（第四条関係）

(A4)

誓 約 書

登録申請者の役員  
 登録申請者の法定代理人の役員

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 印

知事 殿

備考

「  
 登録申請者の役員  
 登録申請者の法定代理人の役員  
 登録申請者の法定代理人の役員  
 」については、不要なものを消すこと。

別記録式第四号（第五条関係）

(A4)

表面

登録番号	登録年月日	年 月 日
------	-------	-------

2/3 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。  
 「営業所」の名称及び所在地の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。  
 「損害賠償措置」の欄については、機等遊し（漁場における磯いかだの上を他の漁場における遊漁船以外の場所に利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務を行う）については、無しについて不要なものを消すこと又は身体について生じた損害にあっては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。

別記録式第二号（第四条関係）

(A4)

誓 約 書

登録申請者  
 登録申請者以外の役員及び法定代理人は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 印

知事 殿

別記録式第四号（第五条関係）

(A4)

表面

登録番号	登録年月日	年 月 日
------	-------	-------



遊漁船の名称	(機等渡し 有・無)		
	保険契約又は共済契約の名称	補償限度額及び旅客定員	保険期間 (年 月 日から 日まで)

別記様式八号 (第十四条関係)

(略)

備考 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

(1) ～ (3) (略)

遊漁船の名称	(機等渡し 有・無)		
	保険契約又は共済契約の名称	補償限度額及び旅客定員	保険期間 (年 月 日から 日まで)

別記様式八号 (第十四条関係)

(略)

備考 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

(1) ～ (3) (略)